

はしがき

平成30年7月6日に「民法、家事事件手続法の一部を改正する法律及び法務局における遺言書の保管等に関する法律が」が成立し、7月13日に公布されました。

これらの改正事項のうち、①配偶者居住権の創設、②遺留分に関する見直し、③特別寄与料の創設などは相続税に影響を与えるため、令和元年度の税制改正において相続税法等の改正が行われたところです。

この令和元年度に行われた相続税法の改正について、民法等の改正に伴う所要の調整が大方と思っている方がいるかも知れませんが、今後の相続税実務において、主流になる可能性を秘めた『配偶者居住権制度』が含まれていることを見逃してはなりません。

配偶者居住権について簡潔に説明しますと、被相続人が所有していた家屋等に配偶者が居住していた場合には、その家屋を配偶者以外の相続人（例えば、長男）が相続したとしても、配偶者はそこに終身まで無償で住み続けることができるというものです。

それを相続税の関係からみると、配偶者が取得する配偶者居住権については相続税の課税の対象となるものの、長男が取得する家屋及びその敷地（以下、「家屋等」といいます。）の評価は、配偶者居住権相当額が減額されます。また、配偶者居住権は、課税の対象とはなるものの、実際は、配偶者の税額軽減により相続税の負担無しで取得できる可能性が大きく、そして、配偶者が将来的に亡くなった場合、配偶者居住権は消滅し、配偶者の相続において課税の対象となることはありません。

したがって、配偶者の税額軽減を適用することを前提とすれば、配偶者居住権は消滅するまで相続税はかかることがあります。一方で、長男が相続する家屋等は、配偶者居住権相当額だけ低く評価できることから相続税の負担が減り、これら一連の流れを俯瞰した場合、今後、配偶者居住権を設定することによる遺産相続が主流となる可能性がありま

す。

なお、配偶者居住権の評価については、新たに相続税法で規定が設けられましたが、本書ではその評価の仕方について多くの事例を用いて解説しています。

また、本書では上記外の民法改正（遺留分減殺請求に関する見直し、持戻し免除の推定、特別寄与料の創設、持戻し免除の意思表示の推定、成年年齢の改正）に伴って行われた相続税等実務の改正についても触れQ&Aを織り込みながら、解り易く説明しております。

ちなみに、改正に伴う相続税法の適用は、配偶者居住権の適用は令和2年4月1日以降、成年年齢改正に伴う適用は令和4年4月1日以降（遺留分に関する見直し、特別寄与料の創設は既に適用）ですが、事前に改正事項を考慮して相続対策を図ることにより、より大きな効果が期待できるものと思われます。

本書が、配偶者居住権をはじめとする民法改正に合わせて行われた相続税等実務の改正の理解の一助となれば幸いです。出版に際し、税務研究会の加島太郎氏と知花隆次氏にはお世話になりました。この場を借りて深謝いたします。

令和元年9月15日

税理士・不動産鑑定士 松本 好正

■ 目 次 ■

I 民法(相続税法)の改正

1	概要	2
2	相続税法との関係	6
3	施行日	7

II 民法改正に伴う相続税実務への影響

1	配偶者居住権の創設に伴う相続税法の改正	10
1	配偶者(短期)居住権とは	10
Q 1	配偶者居住権とは	13
Q 2	配偶者居住権の成立要件(1)	14
Q 3	配偶者居住権の成立要件(2)	15
Q 4	配偶者居住権の成立要件(3)	17
Q 5	配偶者居住権の成立のための遺産分割協議書及び遺言	18
Q 6	配偶者居住権の登記	21
Q 7	配偶者短期居住権	22
2	配偶者居住権の評価	26
(1)	法定評価	26
(2)	法定評価とされた理由	26
(3)	評価方法の基本的な考え方	28
(4)	具体的な評価方法	29
Q 8	配偶者居住権が設定された場合の評価の対象	41

Q9 配偶者居住権の目的となっている建物の時価	43
Q10 居住建物の状況に応じた固定資産税評価額が付されていない場合	44
Q11 居住建物の一部を賃貸していた場合の建物の時価	46
Q12 居住建物を共有していた場合の建物の時価	47
Q13 居住建物が共有でかつ一部賃貸されていた場合の建物の時価	48
Q14 耐用年数	49
Q15 経過年数(1)	51
Q16 経過年数(2)	52
Q17 存続年数	53
Q18 存続年数の計算	55
Q19 存続年数が残存年数を超えている場合	56
Q20 複利現価率	57
Q21 配偶者居住権の設定時期が相続開始時期と異なるとき	58
3 配偶者居住権に基づき居住建物の敷地を使用する権利の評価	
	60
Q22 配偶者居住権に基づき居住建物の敷地を使用する権利の価額 (一般)	63
Q23 配偶者居住権に基づき居住建物の敷地を使用する権利の価額 (一部を貸し付けていた場合)	64
Q24 配偶者居住権に基づき居住建物の敷地を使用する権利の価額 (共有の場合)	66
Q25 配偶者居住権に基づき土地を使用する権利の価額 (一部賃貸で共有の場合)	68
4 配偶者居住権が設定されている居住建物の所有権の評価	
	70
Q26 配偶者居住権が設定されている建物の所有権の価額	71
5 配偶者居住権が設定されている居住建物の敷地の所有権の評価	
	74
Q27 配偶者居住権が設定されている居住建物の敷地の所有権の価額	75

6	物納の取扱い	78
7	配偶者居住権に関する課税関係	80
(1)	配偶者居住権の設定後、関係者が死亡した場合(二次相続)	80
(2)	存続期間の中途中で合意解除、放棄等があった場合	82
(3)	適用関係	84
(4)	小規模宅地等の課税価格の計算の特例	84
Q28	配偶者居住権が消滅した場合の非課税の理由	87
Q29	民法で定める配偶者居住権の消滅事由	88
Q30	配偶者居住権が設定された土地等の小規模宅地の適用面積	90
Q31	配偶者居住権と小規模宅地の特例	92
Q32	配偶者居住権が設定された場合の家屋及び敷地の評価・小規模宅地の特例(存続年数が残存耐用年数以内にある場合)	93
Q33	配偶者居住権が設定された場合の家屋及び敷地の評価・小規模宅地の特例(存続年数が残存耐用年数を超える場合)	96
Q34	配偶者居住権の価額を鑑定評価で算定した場合	99
Q35	鑑定評価上の配偶者居住権の考え方	100
Q36	配偶者居住権を利用すべきかどうか	102
Q37	配偶者居住権及びその目的となっている建物等の評価のまとめ	104
2	遺留分制度に関する見直し	106
1	遺留分制度の見直しの概要	106
2	相続税の課税関係	109
3	適用関係	111
Q38	遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金額が確定したとき	112

3 特別寄与料の創設	114
1 特別寄与料の概要	114
2 相続税の課税関係	117
(1) 特別寄与者(特別寄与料を受領した者)に対する課税	117
(2) 特別寄与料を支払った相続人に対する課税	119
(3) 申告期限までに特別寄与料の支払が確定しなかった場合	120
3 適用関係	121
Q39 寄与分と特別寄与の相違点	122
Q40 特別寄与料の計算	125
Q41 寄与分の計算	127
Q42 特別寄与者が制限納税義務者だった場合	130
4 遺産分割等に関する見直し	131
1 持戻し免除制度	131
2 持戻し免除の意思表示の推定規定の創設	132
3 贈与税の課税関係	135
(1) 贈与税の配偶者控除	135
(2) 相続税法と民法との持戻し計算の相違	135
(3) 贈与加算の対象外	137
Q43 持戻し免除の意思表示があった場合の遺産分割と相続税の申告	139
5 民法（成年年齢）関係に伴う改正	141
1 成年年齢見直しの内容	141
2 成年年齢改正により影響を受ける税法の規定	142
(1) 相続税法	142
(2) 租税特別措置法	142

3 適用関係	143
(1) 未成年者控除	143
(2) 相続時精算課税適用者の要件	143
■ Q44 未成年者控除額の計算	144

巻末資料

1 民法	148
2 相続税法関係	156
(1) 相続税法	156
(2) 相続税法施行令	165
(3) 相続税法施行規則	168

民法(相続税法)の 改正

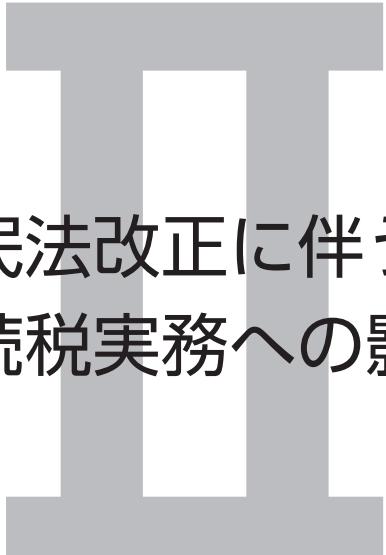
1 概要

平成30年7月6日、「民法及び家事事件手続の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が参議院で可決成立し、7月13日に公布されました。民法のうち、相続について規定した部分を「相続法」といいますが、相続法は、昭和55年に改正されて以来、大きな見直しは行われていませんでした(最近の改正では平成25年9月に非嫡出子の相続分を嫡出子の1/2とする民法第900条第4号のただし書きの規定が違憲である旨の最高裁の決定があったことを踏まえ、同年12月に改正があり、同規定が削除され非嫡出子の相続分が嫡出子の相続分と同じになりました。)。

この民法等の改正では、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等に鑑み夫婦の一方が亡くなった場合における残された配偶者の生活に配慮する等の観点から配偶者居住権を保護する方策が盛り込まれたほか、遺産分割等に関する見直し、自筆証書遺言の方式を緩和、遺留分減殺請求権の金銭債権化等、特別寄与制度の創設など多岐にわたっております(詳細は、次ページ以降参照)。

なお、平成30年の民法の改正は単なる相続法等の改正にとどまらず、これに関連する相続税実務にも大きく影響を及ぼします。

本書では、これら相続法等の改正に関連して直接又は間接に影響を及ぼす相続税法等の事項にスポットを充てて順次説明していきます。



民法改正に伴う 相続税実務への影響

1 配偶者居住権の創設に伴う 相続税法の改正

1 配偶者(短期)居住権とは

改正前の民法の規定によれば、遺産分割に際し、被相続人の配偶者が安定的に住居を確保するためには、被相続人が有していた家屋(以下「居住建物」といいます。)の所有権を取得する必要がありました(他の方法として、居住建物の所有権を相続した他の相続人と賃貸借契約を締結することも考えられますが、金銭的負担が生じるほか、そもそも契約を締結できないことも想定されます。)。

また、仮に配偶者が居住建物の所有権を取得したとしても、遺産の構成によってはそれを取得しただけで相続分に達し、遺産分割協議によつては金融資産など他の財産を取得できなくなり、住居は確保したもののが老後の生活に苦慮する事態となることもあります。

そこで、配偶者の居住及び老後生活の安定を図ることを目的として配偶者の生存中は居住建物に無償で居住できる権利(配偶者居住権)が創設されました。

あわせて、配偶者が相続開始時に被相続人が所有していた建物(居住建物)に住んでいた場合には、一定期間その居住建物を無償で使用できる権利(配偶者短期居住権)も創設されています。

配偶者居住権の創設によって、他の相続人が相続により居住建物の所有権を取得したとしても、配偶者が配偶者居住権を取得することにより、配偶者の住居が確保され、かつ、他に金融資産も相続することができるため、老後の生活を安定させることができます。

一方で、他の相続人も相続により取得する金融資産の額は少なくなるものの、居住建物の所有権は確保されており、配偶者死亡後、配偶者に

Q5 配偶者居住権の成立のための遺産分割協議書及び 遺言

配偶者居住権は、遺産分割協議及び被相続人の遺言によって設定することができますが、遺産分割協議及び遺言の書き方を教えてください。

» Answer

配偶者居住権は自然に生じるものではなく、相続開始後、居住建物について相続人間で遺産分割協議が成立した場合及び被相続人からの遺贈等により権利が生じます。このほか家庭裁判所の審判によっても成立しますが、ご質問とは関係がないのでここでは省略します。

ご質問の遺産分割協議書及び遺言の記載例は、次のとおりです。

[遺産分割協議書の記載例]

遺産分割協議書

令和2年12月17日に相続が開始した被相続人 藤 太郎 の遺産相続につき、被相続人の妻 藤 敬子(以下「甲」という)、長男 藤 一郎(以下「乙」という)及び長女 藤 あや美(以下「丙」という)の相続人全員で分割協議を行い、本日下記のとおり遺産分割協議が成立した。

なお、配偶者居住権の存続期間は、設定時から20年間とする。

1. 下記の遺産について、乙はその所有権を取得し、甲は配偶者居住権を取得する。

(1) 土地

所 在 東京都目黒区中目黒七丁目

地 番 12番11